



事務連絡
令和2年11月30日

社会保険診療報酬支払基金 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

「医療提供体制設備整備交付金実施要領」に関するQ&A（その5）について

「医療提供体制設備整備交付金の実施について」（令和2年7月3日保連発0703第1号）については、令和2年11月30日保連発1130第1号をもって改正されたところですが、別紙「医療提供体制設備整備交付金実施要領」に関して、別添のとおりQ&A（その5）を作成しましたので、貴基金におかれましては、内容を御了知の上、関係団体及び関係機関に周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いいたします。

特例補助について

問1 令和3年3月31日までに顔認証付きカードリーダーの申込みを行った保険医療機関等は補助上限額の範囲内であれば実費補助されるということですが、対象となるのはこれから顔認証付きカードリーダーを申し込む医療機関等のみでしょうか。(すでに申込済みの医療機関等は対象とならないのでしょうか。)

(答) すでに顔認証付きカードリーダーの申込をいただいている保険医療機関等も対象となります。

問2 令和3年3月31日までに顔認証付きカードリーダーの申込みを行った保険医療機関等に対して、特例的に、要した費用の一定額まで定額補助を行うという追加的な支援策について、いつまでにオンライン資格確認システムの導入準備を完了しなければならないという期限はあるのでしょうか。

(答) 令和3年3月31日までに申込みをしていただき、顔認証付きカードリーダーの受取りや保険医療機関等内のシステム改修等を行った上で、一定の期間内には導入していただくことを想定しています。

マイナンバーカードを持参された患者のみなさまに出来るだけ早くご利用いただけるよう、早期の導入準備完了にご協力をお願いします。

問3 顔認証付きカードリーダーを申込みばすぐに補助金申請できるのでしょうか。

(答) 補助金の交付申請は、実施要領第2の1の全ての交付対象事業完了後にまとめて申請してください。

問4 上限の範囲内で実費補助される補助金の申請はいつからできるのでしょうか。

(答) 令和3年2~3月にはポータルサイトから申請いただけるよう、準備を進めています。

問5 補助金増額の対象となる場合は、令和3年3月31日までに顔認証付きカードリーダーの申込みを行った場合となりますが、書面で申込みする場合、申込みの時点判定はいつ、どのように行うのでしょうか。

(答) 消印が、令和3年3月31日までのものを対象とします。

問6 以前顔認証付きカードリーダーを申込みましたが、事情があってキャンセルしました。令和3年3月31日までに再度申込みした場合、補助金増額の対象となりますか。

(答) 対象となります。

問7 顔認証付きカードリーダーを令和3年3月31日までに申し込みましたが、事情があって4月1日以降にキャンセルしました。その後、思い直して再度顔認証付きカードリーダーを申込みましたが、補助金増額の対象となりますか。

(答) 対象となりません。

問8 顔認証付きカードリーダーを令和3年3月31日までに申し込みましたが、事情があって4月1日以降に機種を変更しました。補助金増額の対象となりますか。

(答) 対象となります。